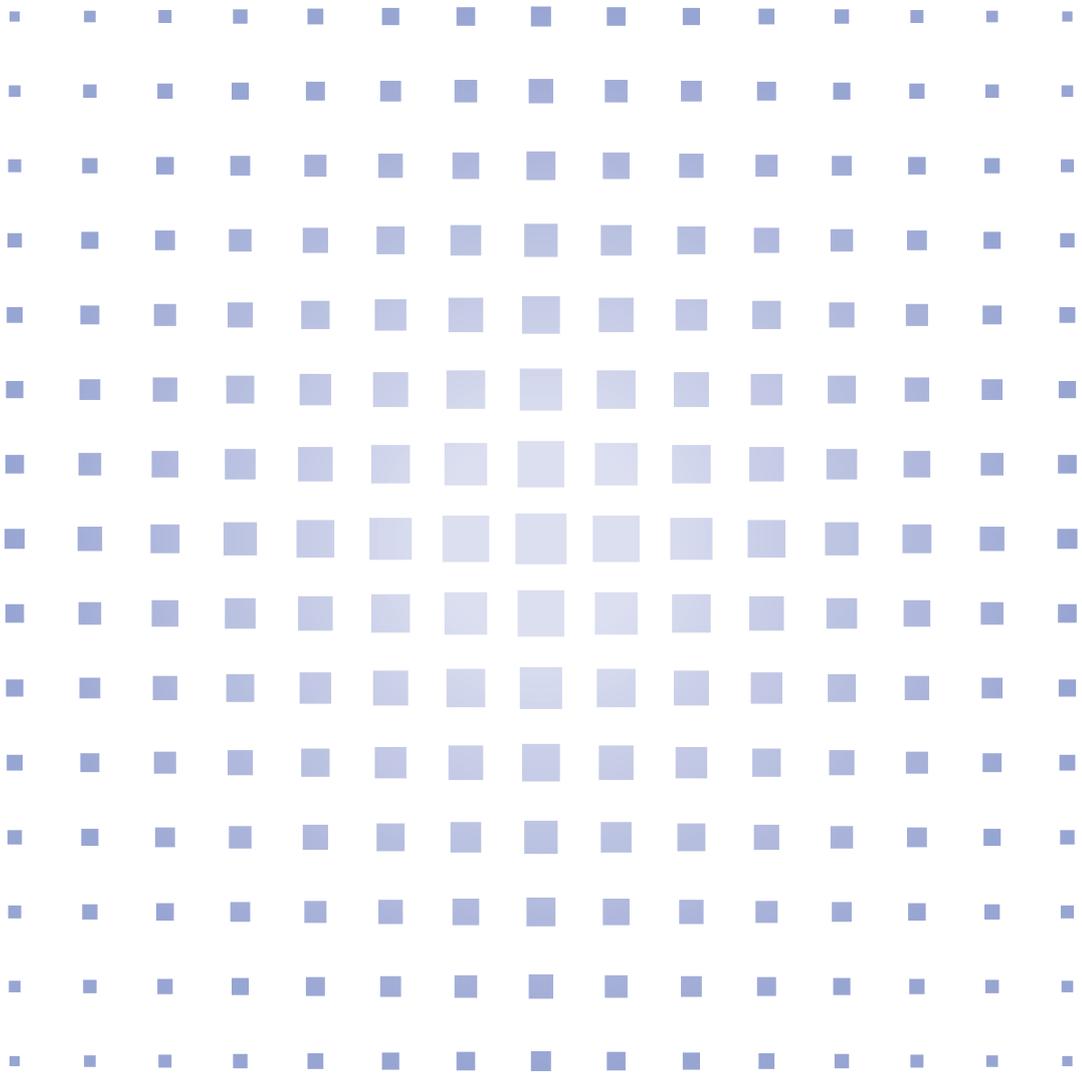


基本構想



1 総合計画策定の趣旨

私たちの富山市は、平成17年4月に、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村が合併し誕生しました。

本市は、富山県の中央部に位置し、急峻な山岳地帯の山々から富山湾までの広範な面積を有する豊かな自然に恵まれ、また、県都として経済などの諸機能が集積した魅力あふれる都市です。

私たちは、これまで先人によって築かれた繁栄を礎に、より一層魅力ある都市にするため、それぞれの地域で受け継がれてきた、自然・歴史・文化などの貴重な資源を大切にしながら、市全体の一体感の醸成を図るとともに、

これまでのまちづくりの成果をさらに発展させて次の世代に引き継いでいかなければなりません。

また、今後、本市が持続的に発展し続けていくためには、時代の大きな変化に対応しながら、本市がもつ多彩な魅力を最大限に発揮し、市民が誇りを持って暮らすことができるまちづくりを進めていくことが大切です。

この総合計画は、本市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向を示し、本市が、日本海側有数の中核都市として発展を遂げていくための都市像を掲げるとともに、市民の皆さんと行政の共通の目標を定め、これらを実現していくための指針として定めるものです。

2 富山市の特性等

(1) 地理的特性

①位置・面積

本市は、富山県の中央部に位置し、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面しています。

市域は、東西60.7キロメートル、南北43.8キロメートルで、総面積が、1,241.85平方キロメートルと富山県の約3割を占め、国内においても最大級の面積を有する日本海側有数の中核都市です。

②地勢

本市の南部には、急峻な山岳があり、これらの山々を源に、大小の河川が中山間地域を経て、肥沃な平野部を形成し、富山湾に注いでいます。

このように、海拔0メートルから標高3,000メートルに及ぶ広大な面積を有する本市は、主要な河川の上流から下流までが一体となった都市です。

また、交通面では、JR北陸本線、北陸自動車道、国道8号が東西の幹線として、また、JR高山本線、国道41号が南北幹線として整備されています。

さらに、富山港、富山空港も国内外との交流拠点として整備が進んでおり、本市は、陸、海、空の広域交通の結節点になっています。

(2) 歴史的特性

富山市の平野部は、豊かな農耕地帯として、また北陸路などの交通の要所として古くから栄え、戦国時代には、佐々成政が富山城に入城し、治水事業を手がけ、農業がますます盛んになりました。

江戸時代になると、富山藩十萬石が置かれ、薬業や和紙などの産業が奨励され、飛騨街道や北前船航路などの

交通・物流網の整備や越中売薬の独特の商法も相まって「くすりのとやま」として全国に知られるようになりました。

明治以降、県庁所在地として、また北陸初の水力発電所が建設されるなど、豊かな電力を基盤とした工業のまちとして順調な発展をとげましたが、昭和20年8月の空襲により市街地は壊滅的な被害を受けました。

戦後、都市基盤の整備や産業経済の進展により、現在では日本海側有数の商工業都市として発展してきました。また、平成8年には旧富山市が中核市に指定され、平成17年4月には、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の7市町村が合併し、新しい「富山市」が誕生しました。

(3) 富山市を取り巻く状況

本市は、平成17年4月に富山地域7市町村の合併によって誕生した新しい市であり、今後、持続的に発展していくためには、新市の一体性の確保に向けた取り組みを推進していく必要があります。

本市は、海岸部から山岳地帯まで広大で豊かな自然に恵まれた都市であり、また、それぞれの地域の特性を生かして、農業や商工業などのさまざまな産業が発展してきているとともに、特色ある地域の歴史・文化の魅力にもあふれています。

しかしながら、平野部においては、自動車への依存や持ち家志向が高いことなどを背景として、市街地が拡大し続け、人口密度の低い、薄く広がった市街地を形成し、中心市街地の空洞化が進んでおり、また、中山間地域においても、過疎化が進行しております。これらのことから、地域におけるコミュニティ機能が低下してきており、今後の人口減少、少子・超高齢社会の進行により、その傾向

が一層進むことが懸念されます。

一方、本市の面積の約7割を占める森林については、林業の衰退などにより荒廃が進み、森林機能が低下し、土砂災害などの発生が危惧されます。

このようなことから、本市においては、中心市街地の活性化と地域の生活拠点地区の機能強化による市全体の活力の底上げが必要であり、それぞれの地域の特性を踏まえて中心市街地と周辺地域・中山間地域が互いに交流し、連携を深めることで、市全体がバランスよく発展していく必要があります。

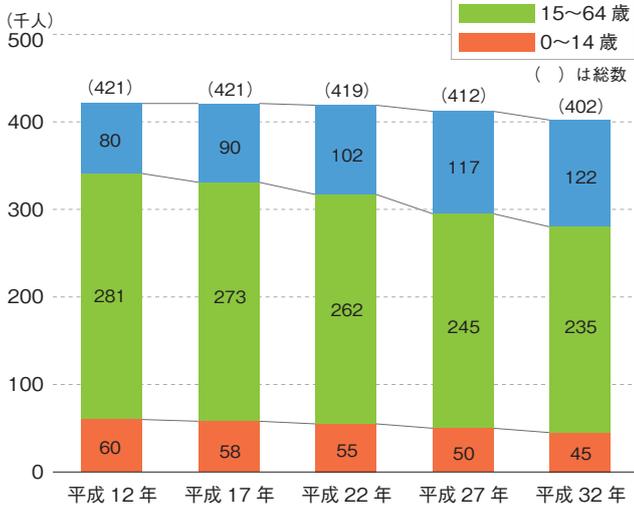
また、本市は、県都として、居住・就業・娯楽などの

市民生活に必要な機能が集積しているとともに、鉄道・道路・空港・港湾などが整備され、国内外への交通の結節点となっており、産業・経済・文化・観光などの面で、日本海側有数の中核都市として地域をリードする役割が期待されています。

今後は、北陸新幹線の開業による大量輸送と時間短縮効果により、人・もの・情報の交流が活発になることから、行ってみたいまち、暮らしたいまちとして人々から選ばれるよう、豊富で多彩な資源を富山らしい魅力として一層高め、国内外に広く発信し、観光の振興や広域的な経済活動の展開を積極的に促進する必要があります。

3 人口の見通し

年齢別人口



日本の総人口は、厚生労働省の全国人口動態統計によると、平成17年から減少過程に入ったとされています。

本市におけるこれまでの趨勢からみた人口は、平成17年の約42万1千人をピークに減少に転じると見込まれます。

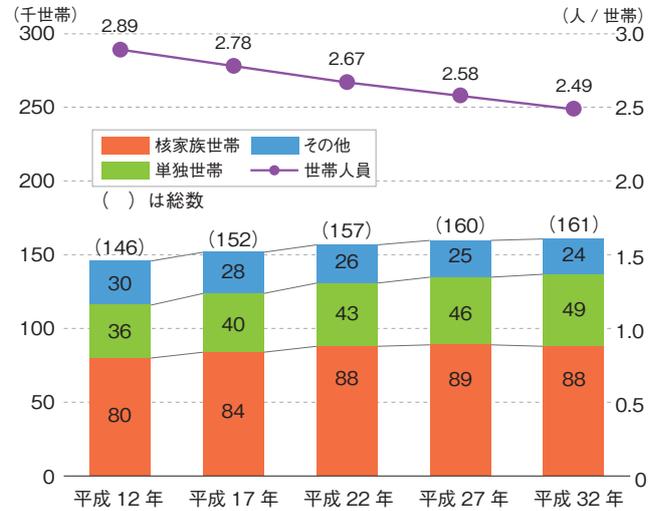
平成27年には、約41万2千人まで減少し、さらに、その後も減少傾向が続いていくものと見込まれます。

年齢構成別人口については、年少人口（0～14歳）の減少が続く一方、高齢人口（65歳以上）は増加し続け、平成32年には、30%に達すると見込まれます。

また、世帯数は、平成2年の12万4千世帯、平成7年の13万6千世帯、平成12年の14万6千世帯と増加してきました。

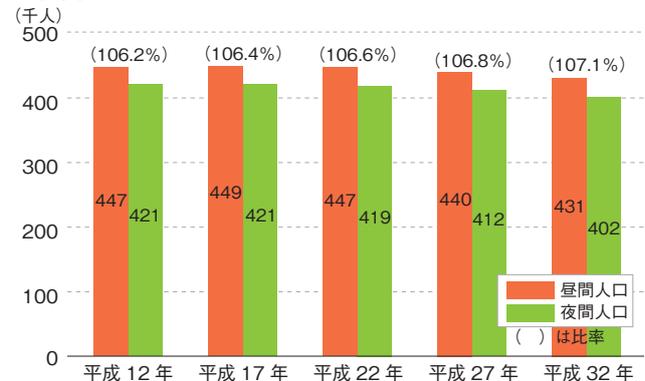
今後も核家族化の進展などにより世帯数は増え続け、平成27年には約16万世帯になると見込まれますが、単独世帯の増加により一世帯あたりの人員は、2.58人まで減少すると見込まれます。

世帯数



昼間人口については、平成17年をピークに減少に転じると予想されますが、夜間人口との比率については大きな変化がないと見込まれます。

昼夜間人口



これらの推計結果を踏まえ、基本構想の目標年度である平成28年における本市の総人口は、41万2千人、世帯数は、16万世帯と見込まれます。

基本構想

第1章

まちづくりの基本理念

「共生・交流・創造」

をまちづくりの基本理念とします。

都市と自然がともに調和しながら、それぞれの機能を高めるとともに、さまざまな交流活動の促進を図り、新しい活力と魅力を創造していくことを基本理念とします。

第2章

期 間

基本構想の期間は、平成19年度を初年度として、10年後の平成28年度を目標年度とします。

第3章

都市像

本市が目指す都市像を次のとおり定めます。

「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」

市民の暮らしは、海岸から山岳部までの広大な範囲のさまざまな地域で営まれています。賑やかな都市部と、自然豊かな山間部など、それぞれが持つ個性を大切に

ながら、産業や文化活動などにおける企業や市民の活動が活発で、躍動している都市を目指します。

第4章

まちづくりの目標

本市の今日的な主要課題に対応し、都市像を実現するため、5つのまちづくりの目標を設定します。

それぞれの地域で、個人のライフスタイルを尊重した多様な住み方・暮らし方が実現できるまちづくりを進めます。

I 人が輝き安心して暮らせるまち

すべてのライフステージで学ぶことができ、多様な価値観が尊重されながら、地域の中でやさしさに包まれ安心して暮らせるまちづくりを進めます。

II すべてにやさしい安全なまち

あらゆる危機に対応するため、市民と行政の役割分担を再構築し、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

III 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

都心部から自然豊かな中山間地域までの特色あるそれ

IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

さまざまな資源を生かしながら、富山の魅力を高め、文化・観光・産業などの分野において、新しい価値が創造できるまちづくりを進めます。

V 新しい富山を創る協働のまち

市民が主体となった取り組みを促進し、新しい時代に持続的に対応できる協働のまちづくりを進めます。

第5章

土地利用の方向性

都市的土地利用と自然的土地利用の調和を基本として、環境との共生、地域の個性やニーズに配慮したゾーニングを行い、合理的かつ機能的な土地利用を図ります。

1 市街地ゾーン

既成市街地及びその周辺地域は、市街地ゾーンとして位置付け、コンパクトで効率的な市街地の形成を図ります。

特に、富山駅周辺を含む都心部は、新幹線の整備なども踏まえ、中核都市にふさわしい商業・業務・文化・行政・コンベンション等の高次都市機能の整備やバリアフリー化を進め、広域拠点としての利便性・快適性の確保と、中心市街地としての賑わいづくりを促進するとともに、居住機能も含めた土地の高度利用を図ります。

また、市街地全体として、防災機能の向上や良好な居住環境の整備などを進めるとともに、海岸沿いの地域は海辺環境の整備・保全を促進します。

2 田園環境共生ゾーン

田園地帯の広がる神通川、常願寺川中流域は田園環境共生ゾーンとして位置付け、良好な田園環境・景観を保全しながら、農業振興を図ります。

また、生活環境の整備を促進するとともに、優良農地の保全と適正な土地利用の誘導を図ります。

3 自然環境共生ゾーン

中山間地域などは、自然環境共生ゾーンとして位置付け、良好な自然及び景観の保全に努めるとともに、レクリエーションなど、自然を身近に楽しむことができる場として活用を図ります。

4 自然環境保全ゾーン

自然度の高い山間部などは、自然環境保全ゾーンと位置付け、水源涵養機能や優れた景観を有する貴重な自然環境として積極的な保全を図ります。

第6章

まちづくりの目標達成のための施策

第1節 人が輝き安心して暮らせるまち

1 すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり

安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するとともに、子どもたちの心身の健全な発達を促し、生きる力を育む教育の充実を図ります。

また、市民が生涯を通して学ぶことができる学習環境を整備し、活力あふれる人づくりを推進します。

<子育て環境の充実>

安心して子どもを生み育てることができるよう、家庭・地域・企業・行政が一体となって、多様な保育サービスの充実や、子育てに関する相談支援体制の整備を図ります。

<学校教育の充実>

心身の健全な発達や豊かな人間性、確かな学力など、子どもたちの生きる力を育み、子どもたちの夢や志が未

来に大きく花開くように、家庭・学校・地域が相互に連携しながら、一人ひとりの個性を生かした教育の充実を図ります。

<高等教育の推進>

大学などの高等教育機関は、国際化に向けた人材育成、学術研究、地域産業の活性化などに大きく貢献し、若年人口の交流による地域活性化も期待されるため、産学官の連携を図り、貴重な地域資源として機能の充実を促進します。

<市民の自主的な学習環境の充実>

すべてのライフステージにおいて学び、その成果を生かすことができる学習環境の整備・充実を図り、生きがいのある地域社会づくりと、活力あふれる人づくりを総合的に推進します。

2 いきいきと働き豊かに暮らすまちづくり

多様な就業機会の確保に努めるとともに、働きやすい環境づくりを進め、安全で快適な労働環境の整備に努めます。

<個性や能力を生かした多様な雇用機会の創出>

技術革新や産業構造の変化により多様化する労働力需要に対応するための技能向上や知識習得への支援に努めるとともに、女性の能力の活用、若年者や高齢者の雇用

拡大のための相談・情報提供機能の充実、障害者の雇用促進に努めます。

<勤労者福祉の向上>

勤労者が仕事と子育てなどを両立し、安心して働くことができる就労環境を実現するため次世代育成支援対策の啓発・推進に努めます。

また、勤労者の生活の安定と福利厚生の上昇を図るため、勤労者福利厚生事業の充実に努めます。

3 健康で健全に暮らす元気なまちづくり

余暇活動の充実と心身の健康保持・増進や体力の向上に資するスポーツ・レクリエーション環境の整備を図ります。

また、健康情報などの提供や相談・指導の充実に努めるとともに、高齢者の介護予防や健康の増進を図ります。

<スポーツ・レクリエーション活動の充実>

余暇活動の充実と心身の健康保持・増進、体力づくりや競技力の向上に資するため、スポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境整備を図るとともに、指導者や選手の育成、地域の特性を生かしたスポーツの振興を図ります。

<健康づくり活動の充実>

市民一人ひとりが自ら心身の健康づくりに取り組む意

識の醸成を図り、すべての市民が健やかに暮らすことができるよう、健康づくりの推進に努めます。

このため、生活習慣病をはじめとする疾病の予防対策として、各種検診の充実や食生活の改善を推進するとともに、健康情報の提供や相談・指導の充実に努めます。

<介護予防活動の充実>

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って元気に生活できるよう、また、疾病や障害があっても、安心して暮らし続けられる社会の構築に努めるとともに、介護保険制度の安定的な運営にも資するよう、介護予防や健康増進対策を推進します。

4 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり

誰もが人としての尊厳を失うことなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活環境を整備するとともに、高齢者、障害者の活動の場と機会の拡充に努めます。

<高齢者・障害者への支援>

高齢者、障害者が地域の中で安心して暮らせるよう、自立の支援と地域力の向上を図るとともに、公共施設等

のバリアフリー化を進め、さらに誰にとっても使いやすく快適な機能を備えた住まいなどの生活環境の整備に努めます。

<社会参加と生きがいづくり活動への支援>

高齢者、障害者が社会に参加できるよう、さまざまな活動の場と機会の拡充に努め、生きがいのある生活を送れるよう、多様な活動を支援します。

5 共に生き共に支えるふれあいのまちづくり

医療に対する市民ニーズの多様化に対応した医療体制の充実に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携による総合的なサービス提供体制の確立を図ります。

また、全ての市民がお互いに支え合い信頼し合いながら生活できる地域づくりを推進します。

<保健・医療・福祉の連携、充実>

医療に対する市民ニーズの多様化に対応し、いつでも安心して適切に受診できるよう、地域医療体制を確立するとともに、救急医療体制の充実に努めます。

また、保健・医療・福祉を担う人材の育成に努めるとともに、関係機関の相互連携の強化を図り、良質で総合的なサービス提供体制の確立を目指します。

<コミュニティの再生>

お互いに支え合い信頼し合いながら安心して生活できる地域コミュニティの構築を図るため、地域福祉活動やボランティア活動の促進に努め、市民一人ひとりの思いやりの心を醸成し、すべての市民が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

<家庭・地域における教育力の向上>

子どもの基本的な生活習慣や社会性などの資質を育む家庭の役割の重要性を啓発するとともに、家庭の教育力が向上するよう支援します。

さらに、地域力を生かし、子どもを地域社会全体で守り育てる体制づくりを支援します。

第2節 すべてにやさしい安全なまち

1 安全に暮らせる社会の実現

危機管理の意識を常に念頭に置き、自然災害への対応や住民の安全を確保するための総合的な消防・防災体制の確立を図るとともに、交通安全活動や防犯活動を強化し、多様な災害などに対する備えに万全を期します。

また、市民の危機管理意識の高揚を図るとともに、万一、災害や事件、事故などの不測の事態が発生した場合には、被害の回避・低減に努めるなど、安全に暮らせるまちづくりを推進します。

<災害に強いまちづくり>

災害に強いまちづくりを推進するため、河川・水路の整備による浸水対策や、急傾斜地崩壊・土石流などの土砂災害対策を促進します。

また、災害発生時に確実な情報伝達ができる体制の整備や、市民参加の防災訓練の実施などにより市民の防災意識を高揚し、自主防災組織の育成など地域防災力の向上を図るとともに、大規模災害時の救急活動や緊急物資の輸送に活用する幹線道路の整備を図ります。

さらに、グローバル化・ボーダレス化の進展がもたらすさまざまな危機事象に対応するため、危機管理機能の強化と市民の危機管理意識の高揚を図ります。

<雪に強いまちづくり>

冬期間における市民の経済活動の安定を図るため、道路除雪の充実を図るとともに、歩行者が安全で安心して

通行できるよう通学路などの歩道の除雪に努めます。

また、地域ぐるみで行う除排雪活動を支援します。

<消防・救急体制の整備>

市民の防火意識の高揚と消防・救急体制の強化を図り、火災の未然防止と被害の軽減及び迅速な救急業務の遂行に努めるとともに、地域に密着した消防活動を担う消防団の充実を図ります。

さらに、地震などの災害発生時に緊急対応ができるよう、総合的な消防・防災体制の確立を図り、市民の安全の確保と安心して暮らせる地域づくりを推進します。

<交通安全対策の充実>

交通安全は市民の共通した願いであり、市民とのパートナーシップに立った相互の連携と協働により、事故防止に努めます。

そのため、交通安全意識の普及啓発を図るとともに、人と車、自転車が共存し、安心して歩ける道路環境及び交通安全施設の整備を進めます。

<防犯・防災体制の充実>

犯罪がなく、安全に暮らせる地域社会を創造するため、地域の防犯環境を整備するとともに、防犯・防災意識の啓発を図ります。

さらに、市民が主体となる防犯・防災体制の整備を推進し、関係機関と連携した地域ぐるみの活動を支援します。

2 人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり

環境保全対策の強化を図るとともに、自然と調和した安全で快適な生活環境の確保に努めます。

また消費生活の向上や食育の推進により健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

<安全で快適なまちづくり>

人の健康や生態系に深刻な影響を及ぼす大気汚染や水質汚濁などを防止するため、環境保全対策の強化を図り

ます。

また、身近な公園などの快適な環境を維持するため、地域・行政が連携した安全な環境づくり活動を推進するとともに、食中毒や感染症などの健康危機の発生時に、迅速かつ適切に対処するため、健康危機管理体制の整備に努めます。

<安全・安心な消費生活の推進>

消費者意識の普及・啓発、消費生活に必要な情報の提

供や相談業務の充実、情報化に対応した安全性の確保など、消費生活の向上を図ります。

また、食の安全・安心の観点から、市民が安心して暮らせる健康で潤いのある豊かな食生活の確保に努めます。

3 地球にやさしい環境づくり

環境への負荷の少ないまちづくりを目指し、市民・企業・行政が一体となって地球温暖化防止や循環型社会の形成への取り組みを推進します。

<循環型まちづくりの基盤整備>

循環型社会の形成のため、市民・企業・行政の役割と責任を明確化するとともに、各主体の連携を促進し、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進に向けた基盤の整備に努めます。

さらに、廃棄物の適正処理、不法投棄防止に向けた取り組みを推進します。

<エネルギーの有効活用>

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を図るた

<快適な生活環境づくり>

人や自然にやさしい生活環境を維持するため上下水道や排水路などの整備を推進するとともに、清潔で快適な都市環境を確保するため、環境衛生の向上に努めます。

め、石油などの消費を抑制し、本市の特性を生かした新エネルギーの積極的な利用に向けた取り組みを推進します。

また、企業の事業活動や市民の日常生活における省エネルギーを推進します。

<市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み>

市民・企業・行政が一体となり環境負荷の低減につなげるため、環境に対する意識の啓発はもとより、環境教育や実践に向けた情報の提供を行うとともに、それぞれの連携や協働を促進し、地球温暖化防止対策などの環境保全活動を推進します。

4 暮らしの安全を守る森づくり

森林資源が有する多面的な機能の再生と強化を図るとともに、豊かな里山整備による人と野生生物との共生を図ります。

<森林機能の再生・強化>

森林資源が有する地球温暖化の抑制、水源の涵養などの公益的機能を発揮させるため、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持に努めます。

特に、中山間地域では、過疎化・高齢化の進展に伴う担い手不足から森林荒廃の進行が懸念されることから、

ボランティア活動などの市民参加による森林の保全活動を推進します。

<生態系の保護・回復>

森林を管理することは、森林資源のもつ地球温暖化抑制などの機能の維持に加え、動植物の良好な生息環境を確保することにつながることから、生態系の保護を考慮した森林整備への取り組みを進めます。

また、野生生物との緩衝帯としての機能が果たせるよう、豊かな里山整備を図るとともに、人と野生生物との共生についての意識啓発を図ります。

第3節 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

1 都市と自然が共生する賑わいとゆとりのまちづくり

都市機能が集積する中心市街地などの都市部と、自然が豊かな周辺地域それぞれの拠点性と魅力を高めながら調和を図り、賑わいとゆとりが感じられるまちづくりを推進します。

<賑わいと交流の都市空間の整備・充実>

さまざまな都市中枢機能が集積する富山駅周辺などの

中心市街地において、都市の賑わいや魅力を再構築するため、都市の拠点性、求心性を高め、多様な人が活動し、暮らし、集う総合的なまちづくりを推進します。

<地域の個性と特性を生かしたまちづくり>

地域における交流活動を活性化するため、地域の個性・特性を生かした交流拠点の整備を図ります。

また、地域の個性を大切にしたまちづくりを進めるた

め、歴史・文化などの地域資源を生かし、魅力ある地域づくりを推進します。

＜ふるさと景観の保全・形成＞

立山連峰をはじめとする優れた眺望や豊かな自然がもたらす美しい景観、歴史的建造物がもたらす景観などを保全・活用し、自然風景や地域の特色ある風景に配慮した美しいまち並み景観の創出に努めます。

また、地域住民の意向を反映したまちづくりを推進す

る地区計画の策定や、建築協定・緑地協定の締結を促進するなど、市民意識の高揚に努めます。

＜ゆとりが感じられる都市生活基盤の整備＞

市街地の土地を有効活用し、機能的な市街地の形成と良好な居住環境を実現するため、土地区画整理による計画的な市街地整備を図ります。

また、市内での定住を促進するため、良質で多様な住宅の供給を推進します。

2 「海・川・森・山」水と緑が映える潤いと安らぎのまちづくり

市民が身近で緑や水と親しめる親水空間や公園などの環境整備を図るとともに、中山間地域の豊かな自然を活用した交流活動の活性化を推進します。

＜水辺環境の保全・育成＞

市民の憩いの場となる水辺空間を創出するため、海岸や河川などを活用し、景観や親水性に配慮した整備に努めます。

また、豊かな水辺空間において、親水公園や遊歩道の整備などを行い、身近で水や緑と親しめる環境づくりを進めます。

＜公園・緑地の整備＞

市民の身近な安らぎの場、自然と親しみふれあえる場、

スポーツ・レクリエーションの場、近隣や広域的な交流の場、災害時の避難場所など、多様な機能を有する公園を市民共有の財産として整備・活用するとともに、市民、企業、行政のパートナーシップによる花と緑のまちづくりを推進します。

＜中山間地域の振興＞

美しい自然に恵まれた中山間地域の特性を生かすため、人々が自然と親しみ、ふれあうことができる空間の整備を図るとともに、都市部と中山間地域の交流活動を促進し、活力ある地域社会の創造を目指します。

また、冬期間の雪を有効活用するため、親雪・利雪に向けた取り組みを推進します。

3 コンパクトなまちづくり

まちなかの定住人口の増加を図り、まちの賑わいを取り戻すことに努めるとともに、地域の生活拠点地区においても計画的な土地利用の推進を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合した、暮らしやすいまちづくりに努めます。

＜歩いて暮らせるまちづくりの推進＞

都市基盤や都市施設の整備状況、都市機能の既存集積、人口密度などの市街地の状況に応じて、鉄道の駅や、路面電車・バスの主要な停留所を拠点として、生活サービス機能を誘導するなど、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

＜まちなか居住の推進＞

まちなかの定住人口を増やし、賑わいを取り戻すこと

を目指します。

そのため、都心地区での共同住宅の建設や住宅取得を促進するとともに、生活に根ざした商業・文化・教育・医療・福祉などさまざまな都市機能の拡充、公共交通機関の充実、出会いの場・集いの場としての広場や歩行空間の整備、緑の保全や美しい景観への配慮などを通して、生活拠点としての活性化に取り組みます。

＜地域の生活拠点地区の整備＞

地域の生活拠点地区としての機能強化を図るため、公共交通機関などの充実による都心部とのアクセス機能を高めるとともに、居住地の拡散を防止するため、計画的な土地利用を推進し、地域の特性や豊かな自然環境に配慮したまちづくりを推進します。

4 生活拠点をつなぐ交通体系の充実

公共交通の確保及び利用促進を図るとともに、地域での生活を支える道路網の整備を進め、利便性の高い交通体系の充実に努めます。

＜公共交通の利用促進＞

自家用車利用から公共交通利用への転換を促進するため、公共交通の果たす役割や効果についての啓発に努め

ます。

また、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすく利便性の高い公共交通の確保に努めます。

＜拠点をつなぐ交通体系の再構築＞

交通機関利用の多様性を拡大するため、公共交通の充実を図るとともに、各地域での交通拠点となる主要な駅などへのアクセス性の向上を図るなど、誰もが多様なライフスタイルを享受できる交通体系の確立を目指します。

＜地域をつなぐ生活を支える道路網の整備＞

地域住民の生活の利便性を確保するため、地域をつなぐ幹線道路の整備を進めます。

また、道路の交通渋滞の解消を図るとともに、歩行者や自転車にも配慮した安全で快適な道路網の整備に努めます。

第4節 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

1 出会いと発見に満ちた魅力ある観光のまちづくり

富山らしさがイメージできる「富山ブランド」を確立し、多彩な観光資源の魅力を高めるとともに、それらのネットワーク化に努め、国内外からの誘客促進を図ります。

また、国際的・全国的なコンベンションの誘致を促進するとともに、市民一人ひとりのおもてなしの心の醸成に努めます。

＜広域・滞在型観光の推進＞

高速交通体系の整備促進が期待される中で、今後さらに国内外からの観光客の増加が見込まれることから、その受入体制の整備を図るとともに、周辺市町村との連携により、滞在型観光への転換を図ります。

そのため、おわら・くすり・立山などを活用した富山ならではの広域・滞在型周遊ルートを構築し、誘客促進を図ります。

＜観光資源のネットワーク化の推進＞

豊富な魚介類に恵まれた富山湾から3,000メートル級の山岳地帯まで連なるダイナミックな自然と、快適で魅力あふれる都市空間、歴史の息吹が感じられるまち並み、美しい田園風景、生活の中で育まれた伝統・文化・芸術

など、既存の観光資源をより効果的に活用するため、市民・企業・行政の枠を超えた幅広い協力体制を構築することで、観光拠点相互の連携と補完を図るとともに、主要観光地などを結ぶアクセス道路などの整備や情報のネットワーク化に努めます。

＜富山ブランドの発掘・発信＞

おわら、くすりなど確立された「富山ブランド」の維持・発展と、富山らしさをイメージさせる独自性のある観光資源や特産品などの発掘、開発の支援に努めるとともに、市内外に広く情報発信することで、ブランド化を推進します。

＜コンベンションの振興＞

地域の産業発展の歴史や産業文化などを資源とする新たな観光のあり方が注目されている中で、国際会議観光都市としての魅力を発信し、国際的・全国的なコンベンションの誘致に努めます。

＜おもてなしの心の醸成＞

市民一人ひとりが観光客に対して、おもてなしの心をもって接することができるよう、市民意識の醸成を図るとともに、観光ボランティアなどの活動を支援します。

2 個性豊かな文化・歴史を守り育てるまちづくり

伝統芸能・伝統工芸や文化遺産の保存・活用を図るとともに、ガラス工芸などの新しい文化の創造に努めます。

また、市民の自主的な芸術文化活動に対して支援するとともに、新たに芸術文化に取り組むことができる環境づくりに努めます。

＜伝統的文化・文化遺産の保全、活用＞

地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、伝統的なまち並み、先人から継承した伝統芸能・伝統工芸や貴重な文化遺産の保存、活用を図るとともに、次代を担

う子どもたちに引き継いでいきます。

＜新たな芸術文化の発信＞

新しい文化の創造と地場産業育成の観点から、ガラス工芸などの魅力を市内外に広く発信し、知名度の向上を図るとともに、将来を担う優れた人材の育成など、環境の整備に努めます。

また、若手デザイナーなどの活動を支援するとともに、デザイン作品の展示などによりデザインの普及啓発を推進します。

＜市民の芸術文化活動への支援＞

個性豊かな地域文化を創造するため、優れた芸術文化の鑑賞機会の拡充、創造的に活動できる環境の充実、各種芸術文化施設のネットワーク化を図ります。

3 人・もの・情報が行き交う多彩な交流の促進

広域的な連携・交流を進めることにより新たな出会いを生み出し、都市の活力と魅力の創出を図ります。

また、国内外との交流を促進し、国際性豊かな人づくり・まちづくりを推進します。

＜広域交流の推進・充実＞

市民・企業・行政それぞれが、市域を越えた広域的な連携・交流を進め、新たな「人・もの・情報」などの出会いを生み出し、都市の活力と魅力の創出を図ります。

＜発展と交流を支える広域交通ネットワークの整備・充実＞

国内、さらには海外との交流を活性化させるため、北

また、市民が生きがいと誇りをもって心豊かに暮らせるよう、市民の自主的な芸術文化活動に対して支援するとともに、誰もが新たに芸術文化に取り組むことができる環境づくりに努めます。

陸新幹線の整備や空港、港湾、高速道路の機能強化と、地域高規格道路をはじめとした国道、県道などの広域的幹線道路の整備を促進します。

＜世界とふれあう多様な交流の促進＞

本市の歴史・文化・芸術的特性を継承しつつ、世界中のさまざまな文化や価値観を共に認め、尊重しあえる豊かな社会づくりを目指し、国際性豊かな人づくりに努めます。

また、外国人と市民の相互理解を深めるための活動や市民の国際協力活動への支援に努めるとともに、外国人にとっても魅力あるまちづくりを推進します。

4 新しい価値を創造する活力ある産業の振興

地域経済の活力の源である産業の発展を支える多様な担い手など人材の育成・確保、インキュベーション機能の充実強化を図ります。

また、農林漁業においては、地産地消の推進、多面的機能を維持・活用するための農山漁村環境の整備を図ります。

さらに、先端技術産業などの立地を促進するとともに、産学官連携を促進し、新産業・新事業が育まれる環境づくりを進めます。

＜とやまの活力を生み出す人づくり＞

地域経済の活力の源である産業の発展を支え、創造的な事業展開を図ろうとする人材の育成と支援に努めます。

特に、担い手の減少が懸念される農林漁業においては、次代を担う新規に就業する人材の発掘や生産組織化の促進を図るとともに、高齢者・女性グループなど多様な担い手の確保に努めます。

また、新規に開業を目指す創業者を支援するため、インキュベーション機能の充実強化を図ります。

＜とやまの魅力と活力を築くものづくり・しくみづくり＞

魅力ある資源や特性を生かした地域産業を振興し、活

力ある産業の発展に努めます。

そのため、商業・流通施設や生産施設などの整備、これまで本市に培われてきたものづくりの基盤的生産技術の高度化や中小企業の経営基盤強化などを支援します。

また、農林漁業においては、それぞれの地域での特産物を活用した加工品の開発・販売機能の充実、地産地消の推進、地場産材の活用促進に努めるとともに、農林漁業がもつ自然環境の保全や防災機能、都市との交流などの多面的機能を維持・活用するため農山漁村環境の整備を図ります。

さらに、福祉・環境などの地域の身近な課題を解決することを目指すコミュニティビジネスの事業化への取り組みを支援します。

＜とやまの未来を拓く新産業・新事業の創造＞

成長が期待される新たな産業の育成に向けた体制づくりを進めるとともに、バイオテクノロジーや情報通信技術など先端技術産業などの立地を促進します。

また、地域経済の基盤強化を図るため、産業支援機関と連携し、異業種交流を促すとともに、産学官共同研究による既存企業の新事業展開やベンチャー企業の新技術・新製品開発を促進するなど、新産業・新事業が育まれる環境づくりを進めます。

第5節 新しい富山を創る協働のまち

1 いきいきと輝く市民が主役の社会の実現

市民自らがまちづくりを進めていくとの視点に立った市政運営のもと、新しい協働の仕組みづくりに努めます。

また、すべての人が尊重され、個性と能力が十分に発揮できるまちづくりを推進します。

<一人ひとりが尊重される平和な社会づくり>

すべての人々が尊重され、平和で幸福な生活を送り、いきいきと活動できるまちづくりを推進します。

<市民主体のまちづくり>

市民と行政のパートナーシップを強化し、市民の視点

に立った市政運営に努めます。

また、それぞれの地域におけるさまざまな交流・連携の仕組みを発展させながら、さらに新たな協働の関係が生み出されるよう努めるとともに、地域の再生や活性化に向けた、市民主体で行う公益的な活動を支援します。

<男女共同参画の推進>

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、指導者の養成や意識啓発に努めるなど、男女共同参画を推進します。

2 新しい「行財政システム」の確立

厳しい財政状況が続くと見込まれる中、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、効率的な行財政システムの確立を図るとともに、市民の視点から見てわかりやすい行政運営に努めます。

<職員の意識改革と組織の活性化>

複雑多様化する行政需要に対応するため、職員の意識改革や政策形成能力などの職務能力の開発を図り、新たな行政課題に迅速かつ適切に対応できる職員の育成に取り組めます。

<計画的で効率的な行財政運営の推進>

効率的かつ効果的に市政を進めるため、組織・機構の適正化、財源の重点的な配分、受益と負担の適正化など中長期的な展望のもと計画的で効率的な行財政運営を推進します。

また、市民・企業・行政の役割分担見直しによる市民サービスの向上を図ります。

<開かれた行政の確立>

積極的に市政情報を公開し、各種計画の策定過程などにおいて市民からの意見を募集するなど、市民の市政への参画を促すとともに、透明性を確保し開かれた行政の確立に努めます。

<情報化の推進>

地域の情報化や電子自治体の構築を進めることにより、市民サービスの向上や行政事務の効率化・高度化・簡素化に努めます。

また、情報化社会の進展に伴いますますます重要となっていく情報セキュリティ対策の徹底を図ります。

<地方分権・広域行政への対応>

地方分権のさらなる進展の中、自立した自治体として、自己決定・自己責任のもと適切かつ効率的な行政運営を図るとともに、多様で広域的な行政需要に対応するため近隣市町村などとの連携に努めます。